令和3年白老町議会産業厚生常任委員会会議録

令和3年11月22日(月曜日)

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時52分

〇会議に付した事件

所管事務調査

1. 空き家対策の現状と今後について

〇出席委員(7名)

委員長 広地紀彰君 副委員長 森 哲也君

委 員 及川 保君 委 員 西田祐子君

委員 久保一美君 委員 長谷川 かおり 君

委 員 貮 又 聖 規 君

〇欠席委員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

建設課長舛田紀和君

建 設 課 主 幹 小山内 淳 君

建設課主任田村 駿君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長本間力君

主 査 八木橋 直 紀 君

◎開会の宣告

○委員長(広地紀彰君) それでは、ただいまより産業厚生常任委員会所管事務調査を行います。 (午前10時00分)

〇委員長(広地紀彰君) 先日に引き続き、本日は空き家対策の現状と今後についてを調査し、先月と本日の意見をまとめて12月会議で報告の流れとする旨、前回の常任委員会で確認をいたしております。

また、本日午後1時30分からは分科会として、しらおい移住・滞在交流促進協議会との懇談も予定されております。

本日お手元に配布されております資料に基づき、担当課からの説明を受けたいと思います。

担当課より舛田建設課長、小山内建設課主幹、田村建設課主任がお見えになっております。それでは説明をお願いいたします。

舛田建設課長。

〇建設課長(舛田紀和君) 資料説明の前に報告を1件させていただきます。

今月9日、寒冷前線の通過により発生した暴風の影響に伴いまして、本町社台地区162-5の空き家物件が屋根が吹き飛ぶ事象がございました。報道等でも周知はされておりましたが、幸いにも付近に大きな被害等々はございませんでしたことの報告と、本物件につきましては現在の空き家リストに既に登録済み物件であったということもございまして、所有者と早急にお会いいたしまして協議を進めて、所有者自らが建物の除去を行うことでの協議が成立しておりますので報告をさせていただきます。

それでは、本日、町側からの説明といたしまして、前回委員会において資料請求ございました空き家所有者における所在状況の確認の部分について、資料1で説明をさせていただきますことと、もう1点が本町における今後の空き家対策における方向性等々の流れにつきまして、資料2のフローチャートよりご説明を担当からさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

- 〇委員長(広地紀彰君) 田村建設課主任。
- **○建設課主任(田村 駿君)** 私から前回開催の当委員会から求められました空き家所有者の町内・町外の内訳について資料1を用いて説明させていただきます。

1番目の表になるのですが、こちら平成29年度の調査を基とした現在の所有者のデータのうち、所有者の現住所を町で把握している総数が84戸ございます。そのうち所有者が町内に住んでいらっしゃる空き家が32戸、38.1%、所有者が町外にいる空き家が52戸で61.9%となっております。この町外に住んでいらっしゃる52戸の内訳が真ん中の表になりますが、市町村別でいきますと札幌市が一番多く13戸の所有者が札幌市に住まわれているもので25.0%、次いで苫小牧市に所有者がいらっしゃる空き家が8戸で15.4%、東京都が5戸、9.6%、室蘭市と千歳市が3戸ずつの5.8%、その他の道内として14戸ございますが、こちらが釧路地方、根室地方、宗谷、渡島地方を除いた全ての振興局の管内に点在している形となっております。その他の道外に住まわれている方が6戸で、全ての84戸のうちの11戸、21.1%の方が道外に所有者いらっしゃることが確認できました。参考としま

して一番下の表なのですが、固定資産台帳に住宅として掲載されている物件総数として8,399戸全部でございます。その中の所有者の所在地を調べたところ、町内に住まわれている建物が6,635戸で79.0%、町外に住まわれている方が所有している住宅が1,402戸で16.7%、こちらの1,402戸の内訳については上の表と同じような傾向にありまして、札幌市、苫小牧市が多い状況になっております。続いて道外の357戸で4.25%ですが、こちらの方は東京が約100戸と一番多い状況です。国外所有が5戸あるのですが、こちらの5戸は全て中国の方が所有している建物となっておりまして、町外の方が所有している住宅は全て合わせて1,764戸の約21%となっております。こちらの総数の中には入居中も含めていますので、現在住んでいる人がいるものも全て合わせての状況になっております。

〇委員長(広地紀彰君) 小山内建設課主幹。

〇建設課主幹(小山内 淳君) 私から、資料2のA3の空き家等の対応フローについてご説明させていただきます。こちらのほう、現在白老町でやっているものやっていないものございますが、大体の空き家等の対応フローになっております。まず、左側のほうに緑色、黄色、赤色となっておりますが、だんだん下にいけばいくほど住宅として程度の悪いものということで、初期段階が緑色の空き家等の発生予防、次に黄色の部分の管理されている空き家、最後に赤色の部分の管理不全な状態の空き家等、こちらのほうは特定空き家の状態のような空き家になります。

上から説明させていただきます。空き家等の発生予防の部分ですが、まず行っておりますのが町 内外在住所有者への啓発ということで、こちらのほうは白老町でも行われておりますが、広報誌に よる案内、こちらは町内の方に限ります。納税通知書、ホームページでの周知、こちらは全て終わ っており、既に実施済みであります。右側に移りまして、町外転出者への啓発ということで町民課 窓口ですでにパンフレットを配布して周知しております。こちらのほうも実施済みであります。今 後行われることになります空き家の流通促進ということで、北海道空き家情報バンクがありますの で、こちらの登録を促進していきたいと思いまして、この後午後3時過ぎから町内の不動産会社に 説明していくところでございます。空き家等の相談窓口が全体の窓口になっておりまして、建設課 に設置済みであります。このように空き家等の発生予防、これが第一段階になりまして、こちらで 未解決になったものが今度は空き家等の発生となり黄色の部分に移っていきます。とりあえずの相 談窓口として空き家等の相談窓口、こちらは建設課に置いていまして、相談内容により関係各課と 協力しながら解決していくところでございます。左側の空き家の流通促進は解決する方向のフロー になっております。こちらは空き家の流通促進で流通に乗せてなるべく不良の空き家にならないよ うにしていくフローになっています。リフォームの促進と除却の促進があります。リフォームの促 進については補助メニューがありますので、空き家再生等推進事業の活用ということで下の米印1、 空き家再生等促進事業(活用事業タイプ)、こちらはなかなか適用が難しいかと思われますが、主に 交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等地域に利益になるよう活動でなければ補助に はなりません。次に、除却の促進、リフォームもできないような住宅になった場合に、こちらは特 定空き家になる前の住宅になります。除却の促進ということで、空き家再生等促進事業の活用と同 じ事業なのですが、米印2、除却事業タイプということで、不良住宅、空き家住宅または住宅では ない店舗などの建築物の除却を行う事業で、胆振管内では伊達市が事業実施している状況です。こ ちらが解決に向けた方向になりますが、右側が解決しない場合のフローになります。空き家相談窓 口、白老町内でどうしようもなく解決されない問題があった場合には、北海道空き家相談会が年に 数回札幌市、旭川市など各主要都市で行われていますので、そちらをご案内する方法になります。

次に、所有者等への適切な管理に関する助言等ということで、お願いということで白老町から文 書等を送らせていただいております。実施済みになっております。こちらでも解決しなかった場合 には、とりあえず空き家状態等経過の確認となります。すぐにでも周りに被害を及ぼすような状況 でなければ経過観察になります。経過観察を行っている段階で、だんだんと古くなってどうしよう もなくなった住宅に関しては、下の赤色の部分になっていきます。管理不全な状態の空き家等発生 ということで、今度は特定空き家になっていきます。ルートが2つに分かれていますが、一つが所 有者及び相続人が不存在の場合が左側のルートになります。同じようなのですが所有者等が存在し ているもしくは存在していない場合の、こちらは行政代執行等のルートになります。左側のルート ですが、所有者及び相続人が不存在の場合、こちらは指導する相手方がいないものですから、財産 管理人制度を活用して、財産管理人を選任することで、こちらは裁判所の申し立てになります。選 任審判をして予納金、解決に向けたお金を役場側が出す形なのですが、予納金を納めれば選任の審 判がされることになります。弁護士の方がなる形です。その方が除却関係を全て整理したあとに予 納金の残額があれば戻ってくる形です。これは完全に白老町が全部負担することになります。続き まして右側の行政代執行の部分になりますが、特定空き家等の認定を行った後に、左側のルート、 所有者等が存在する場合には助言及び指導、勧告、命令、行政代執行の順番に時間がかかります。 指導内容や勧告、命令内容によって期間はかわりますが、所有者等がそのような命令に従える期間 をもって、その期間に行われない場合には最終的には行政代執行になります。こちらの行政代執行 に関しましては、行政が強制的に除却等を行うのですが、かかった費用については所有者等が負担 することになっております。財産の差し押さえや処分によって強制的に徴収することもできますが、 実質的には回収できないものです。

次に、所有者等が解決してくれる場合、こちらのほうは空き家対策総合支援事業の活用ということで、米印4の所有者等に白老町がある程度補助を行いまして、その半分が補助金として戻ってくることになります。胆振管内で行っているところは室蘭市と厚真町が事業を実施しております。一番右側のルートですが、所有者等が不存在の場合には略式代執行になりまして、こちらは所有者等がおりませんので所有者等の公示をします。公示をしたのちの期間に行政が除却等を行うルートになっております。胆振管内で略式代執行を行っているのは室蘭市が行っております。室蘭市に関しましては行政代執行も行っていますし、略式代執行も行っている状況になっております。

資料につきましての説明は以上でございます。

〇委員長(広地紀彰君) 今回の説明及び前回のことを踏まえた形でも結構です。委員各位からの 質疑をお受けいたします。

及川委員。

〇委員(及川保君) 今の説明でおおよその状況が分かりました。室蘭市で既に行政代執行を実際にやっている事例が報告されたのですが、我がまちもこれから、行政代執行と言いながら時間もかかるし、行政が費用を見なければならない部分が出てくるとか課題が大きいと思うのです。

室蘭市などはまちを走っていても廃屋の状況が顕著にみられるのですが、我がまちもこれからそ

のようなことは発生してくると思うのです。今の状況からさらに進行して厳しい、所有者がいないとか説明があったけれども、そのような状況の中で厳しい対応をせざるを得ない状況が見えてきそうなのです。その辺りを今後、まちとしてどのように進めていくか、今後10年、20年というスパンでいくと、どうも私はその辺りが非常に厳しい状況になってくるのかと思うのです。見解を伺っていきたいと思います。

〇委員長(広地紀彰君) 舛田建設課長。

○建設課長(舛田紀和君) ここの方向性のご質問でございます。基本的に行政代執行の部分につきましては、あくまでも建物の危険性が地域にどれだけの影響を与えるかという部分で考えますと、安全管理の方向性で考えるとなれば政策としてそのような危険物を除去せざるを得ない。そのような時代も来るだろうと考えでおります。その部分も含めて現在の調査も含めて、現状も把握して危険なものについてはこのような方向性でいきますと、現在第一においているのは特定空き家の認定を考えているということは、その先々で考えられる最終的に行政代執行という手続きまで踏まなければいけない、そのような政策判断は必要と捉えております。

〇委員長(広地紀彰君) 及川委員。

○委員(及川保君) そのとおりなのです。今課長がおっしゃられたとおりこのような報告を受けたのですが、現実にそのようなことがこれから発生するという状況を踏まえて、現状の町内におられない方々も結構な数の方が所有している物件があるわけです。そのような対応をしてもらう方向もこれから進めていってほしいのです。それでなければまちが全てやるわけにはいかないのですから、その辺りも踏まえてこの状況を少しでも、まちに大きな負担がかからないような形をとっていただきたいと思います。

〇委員長(広地紀彰君) 舛田建設課長。

○建設課長(舛田紀和君) 先ほどの答弁に捕捉も含めてさせていただきます。最終的に所有者と 折り合いがつかず、個人の部分で処分ができない等々、物件が危険、そのようなときの最終手段と しては行政代執行という手法になりますが、前回も私お話をさせていただいたとおり、あくまでも 自己財産は自己できちんと管理をしていただくと、その中でいろいろな補助制度を使いながら行政 として危険な状況を取り除いていくという政策の中で補助金を勧めながら、PRしながら、ご利用 いただくような手法も道内・道外含めて、建物の状況は基本的にはチェック体制を整えながらどの ような状況に置かれているのか、そのものが所有者に対して「今このような状況です」という報告 やお知らせ等を含めながら、行政と所有者がお互いに密に連絡を取りながら、危険なものを自己管理の中でやっていただきながら、それでも最終的にどうしてもという場合には行政代執行という部分はございますが、基本的にはそのような部分は日々の建物のチェックをさせていただきながら、それぞれが管理をしていっていただきたいと思います。行政代執行までにはいろいろと勧告、命令という手続きがございます。その中で何とかしていきたい部分もございますので、日々のパトロール含めて徹底していきたいという考えです。

〇委員長(広地紀彰君) 西田委員。

○委員(西田祐子君) 今の件ですが、空き家対策の話は過去に星さんが建設課長だったときからの課題だったと思っています。小山内主幹さんそうですよね。そのときにいらっしゃったかと思う

のですが、ずいぶん昔の話になってしまうのですが、室蘭市が白老町のそのときのノウハウを全て、今の青山市長が白老町からのノウハウをもらって政策としてつくったのです。それは青山市長から直接聞いていますので、「白老町からいただいた資料に基づいてつくらせていただきました。」という話なので、白老町にはもともとそれだけのノウハウがあったと私は思っています。当時もこれをやるという判断ができなかったのは、1番は今及川委員が言われた財政の問題なのです。担当課としても最終的にやっていったら必ず行政代執行になっていくのです。そこのところに財政のお金を出せないからというので当時の建設課も諦めたし、その後も諦めているのです。そのような状況がずっと続いている中で、あれから10数年経ちました。忘れるくらい過去のことなのだけれども、私はやはり建設課が最終的には個々の行政代執行をやりたいと思ったときに、町が、財政かが、きちんとお金を出すべきではないかと思っているのです。きちんとしたものがなければやっても中途半端で終わってしまうので、何度か挑戦したのだけれど結局過去において失敗してしまったというのがありますけれども、だからこそこれだけ経ってしまって、これだけ空き家が増えている中で、今ここでやってしまわないと、白老のまちを魅力的なまちとして、これから観光のまちとして生かしていくといったときに、まちづくりの基本がおかしくなってしまうのではないかと思っています。ですから、担当課はやってくださることは一生懸命やっていただいて、最終的には財政がきちん

担当課の方々も今までご苦労されてきているし、ここのところはまちづくりの基本ではないかと 思うのです。ですから議会としても、必ずこの問題にはお金が絡んでくるということをきちんと理 解し、行政側にこの部分はお金出してでも片付けるべきだという議会側の本気度をきちんと示さな ければ解決していかないのではないかと思っているのですが、私の考え方は違っていますでしょう か。その辺の考えを伺えればと思います。

とそこのところを補ってくれるという、議会としてもきちんとしていかなければこの問題は解決し

〇委員長(広地紀彰君) 舛田建設課長。

ないのではないかと思うのです。

○建設課長(舛田紀和君) まさに我々が今描いている今後に向けた動きの中では、今おっしゃられたとおりの部分を含め今検討している最中です。先ほどの資料2の表の部分も特定空き家の部分の執行の部分も費用はそうですし、黄色の部分の左側の3段目の除却の促進、これも補助メニューはございますが、町の財源も2分の1ということで投入いたします。そのような部分では特定でも特定でなくても、このような空き家対策をするには町の財政の後ろ盾がなければこの政策は進められない状況になります。そのようなことも踏まえまして、現在、原課としましてはデータを抽出している状況でございまして、それが確定次第、内部会議を開いた中で今後の空き家の政策のあり方というのをもう一度、財政、理事者も含めて内部の会議を開いた中で、そこでまずは今後どうするのか協議をしながら、その後庁内の空き家の検討委員会、そして外部団体も入っている協議会、そのようなものもかけながらなんとか進めていきたいと思います。

ただ、西田委員のおっしゃるとおり財源が一番のネックになっている部分ですが、危険なものを という状況の中で財源がないという状況にも、この件数を考えるとそのようなことは言っていられ ない状況を我々も押えていますので、あくまでも担当課としてもそのような部分も含めて調整をし ながら、何とかこの政策の方向性をつけていきたいと考えております。

- 〇委員長(広地紀彰君) 西田委員。
- ○委員(西田祐子君) 舛田課長だから解決してくれるのではないかと期待して言っているのです。 結局これは15、6年前からの案件なのです。きのう、今日の話ではないのです。そのときにかなり 産業厚生常任委員会でやったほうがいいという意見は出たのですが、結局最終的に財源がないとい うことで諦めた過程がありますので、今回はもう15年もたっているのだから、今やらなければなら ないという思いで、ぜひとも財源をつけてできるところはやって、危ないと思われているところは 徹底して除去していただいて片付けていっていただければありがたいと思います。

質問というより私の願望でございます。

- 〇委員長(広地紀彰君) 舛田建設課長。
- **○建設課長(舛田紀和君)** 先ほどの冒頭のご挨拶の中でさせていただいたとおり、まさに今月空き家の屋根が飛ぶというのも実態としてございました。10年ほど前に北吉原のほうでも屋根が1軒飛んでいるという事象も押さえているところです。現状を踏まえた中で何とかこの部分というのは政策の一つとして進めていきたいと考えております。

様々な庁内の計画の中にも、空き家の部分には政策の部分に記載させていただいている部分もございますので、我々がやっている空き家対策だけの考えではなく、町としてそのような方向性を何とか進めていきたいと考えております。年次計画といいますか、現在、前回にもご説明させていただきましたが、全体の最終的な調査を、物件を拾っている最中でございますので、全地区が拾いあがってから内部会議を開催していきたいと思いますのでお時間が必要になります。来年度予算には間に合わないのですが、なるべく早くこの問題を少しでも動かせるように努力してまいりたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

- **〇委員長(広地紀彰君)** ほかの委員のご質問を受けます。 貮又委員。
- ○委員(貳又聖規君) 今回の説明、大変興味深く聞かせていただきました。その中で資料2に関連してなのですが、空き家住宅または空き建築物の除去を行う事業として、胆振管内では伊達市が実施していること、室蘭市、厚真町も先駆的に取り組みをされているところなのですが、分かればでいいのですが、かかる事業費、予算をどれくらいかけているのか。分からなければそれはそれでよろしいです。
- 〇委員長(広地紀彰君) 小山内建設課主幹。
- **〇建設課主幹(小山内 淳君)** 記憶で申し訳ないのですが、伊達市については1件50万円の10件程度だったと思います。室蘭市のほうは調べておりません。厚真町も同じように1件50万円の10件程度かと記憶しております。
- 〇委員長(広地紀彰君) 貮又委員。
- ○委員(貮又聖規君) イメージがつかめました。実際にこのような取り組みをするにあたって、 実現をするというのは先ほども皆さんから質問があったように、この重要性は本当に認識するとこ ろでありますが、他の自治体ができて本町が実施できない理由でいくと、もちろん財政的な財源的 な問題もある。ただ、今聞くところでいくと、それほど金をかけていません。例えば1件50万円で、 それが50件でいくとそれほどではないかという気がしたのですが、その中においてもう一つ、財源

のほかに人員の問題でしたり、体制の問題もあるのかと思います。すなわち何かというと、このような課題については、当町の企画課みたいなところがきちんと連動し合いながら進めているところもあるのかと思うのです。予算がついた場合、建築課だけでやりないさということにはならないのかと思うのですが、もしも本町がするのであれば現状の体制でできるものなのかが大変気になるところでありますので、財源を抜いたほかの課題等をお聞かせいただければと思います。

- 〇委員長(広地紀彰君) 舛田建設課長。
- **○建設課長(舛田紀和君)** 先ずは1点、先ほど担当がご説明しました事業費の分なのですが、1 件50万円というのはあくまでも行政側が国の補助を使って、補助する部分を50万円支給しますと、ただ、建物を壊すのに例えば200万円かかるとすれば個人負担がそれ以上かかるわけです。ですので、いくら我々のほうがこのような事業を進めますと言っても、公費の負担の部分が大きいと手を挙げたいのだけれど挙げられない実態もあろうかと思います。そこは、伊達市などでやっている、あくまでも行政として補助要綱を設置して支給する額が50万円ということでございます。

体制の質問でございます。正直申し上げますと現在も実態調査を他課のご協力をいただきながら、今月社台地区の現地調査に動いているところでございます。これは、このような方向性が進んで事業が展開される、そうなれば補助申請等の事務ですとか、机上での業務も増えますし、確定して事業として動き出したからと言ってその先だけの業務ではないので、今後も引き続き建物の調査といったものがこれからずっと続いていきます。そのような部分でいきますと、今の体制でこの空き家対策を現員でやっていくのは非常に難しい。そのような中で各課の協力をさらに強化させるものなのか、分業制にしながらやっていくべきなのか、それとも建設課の中でそのような部分を増やして強化していくべきなのかという部分で、現状よりは今後さらなる業務の進め方に対しては必要だと捉えています。

- **〇委員長(広地紀彰君)** ほかの委員の質疑をお受けます。 久保委員。
- **〇委員(久保一美君)** ちょっと聞きたいことがあるのですが、廃校になった教員住宅などというのはこの中に含まれているのでしょうか。
- ○委員長(広地紀彰君) 小山内建設課主幹。
- **〇建設課主幹(小山内 淳君)** ただいまの教職員住宅が資料1のほうに入っているかというご質問ですが、一番下の参考の固定資産台帳の所有者現住所の表には教員住宅も入っております。
- 〇委員長(広地紀彰君) 久保委員。
- **〇委員(久保一美君)** 政策研究会でそのような話をしたことがあったのですが、地域おこし協力 隊の人たち、そのような人たちに教員住宅等を安く提供することができれば、別方面の話になって しまうのですが、地域の町内会活動にも一役買うことができるとか、多岐にわたった考え方が発生 すると思うのですが、その部分をどのように捉えているのかお聞きします。
- **〇委員長(広地紀彰君)** 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時38分

〇委員長(広地紀彰君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、ほかの委員からの質疑をお受けします。

森副委員長。

- ○副委員長(森哲也 君) 資料2についてお伺いいたします。資料2の赤色のところ管理不全な状態の空き家等のところで行政代執行の説明がありましたが、解体して費用関係はあくまでも所有者の負担ですが、所有者から負担していただくことはできないだろうという説明があったと思うのです。今の町内のD、Eランクの空き家の所有者、金銭的なことが理由で解体に結び付いていないのか、それとも所有者が不在になっていて老朽化していっている状況なのか、その辺の町の状況をもう少し詳しく教えていただければと思います。
- 〇委員長(広地紀彰君) 舛田建設課長。
- **○建設課長(舛田紀和君)** C、Dランクの空き家の状況といたしまして、空き家とせざるを得ない理由につきましては、我々も所有者等と1軒1軒の聞き取り調査を実施していないものですから、あくまでも固定資産台帳上から抜粋して現地を確認させていただいて、その建物が今どのような判定状況にあるのかということで町内調査をかけている次第です。現状では空き家となっている理由については、我々の押さえとしては利用もされていなくて、相続的な部分の可能性もございますでしょうし、いろいろな可能性としてはございます。最終的な理由まで押えていないのが現状です。
- ○委員長(広地紀彰君) ちなみにですが、実際に指導されている中で、本当に経験上で結構なおですが、何%という押さえはしていないのは十分わかりました。所有者が特定できたり連絡が取り合える状況の中では、こちら側からは解体をしてほしい、解体すべきだと指導した場合、お金がないという理由が多い状況ですか。実体的な部分で把握されている範囲で結構なのですが、資力の問題でしょうか。

小山内建設課主幹。

- **〇建設課主幹(小山内 淳君)** 押さえている部分では、大体がもともとの所有者等は亡くなっておれ、相続された方、お子さんとかになるのですが、生活保護を受けられている方とか、そのようになると壊すようなお金はないという状況の方もおられます。
- ○委員長(広地紀彰君) 経験上で結構です。
 森副委員長。
- **○副委員長(森哲也 君)** 中には金銭的等々の理由になることも考えられることもありますので、 やはり財源の話が出てくるのですが、財源が必要な部分だと思います。

私、黄色のところにも着目したいのですが、リフォームの促進の部分米印1のところで、このようなところを促進して赤色にさせない方法を促進していくことが大事だと思いますので、リフォームの促進の部分に関して建設協会等々からも要望書が上がっている中身にもあったのかと、今記憶だけで話しているので具体的ではないのですが、今後白老町についてもリフォームの促進などについて今後見出していけないのか担当課の考えを伺います。

- 〇委員長(広地紀彰君) 小山内建設課主幹。
- **〇建設課主幹(小山内 淳君)** ただいまのリフォームの促進、空き家再生等推進事業の活用の関係でございますが、商工会のほうからきているリフォームに関しましては、どのようなリフォーム

- 〇委員長(広地紀彰君) 舛田建設課長。
- ○建設課長(舛田紀和君) 補足ですみません。この資料につけさせていただいている部分は国の補助事業としてメニューがあるものに対して我々のほうも推奨していきたいということで、このフローに記載させていただいています。先ほどの地域交流の場となるものに対してのリフォームは補助メニューとしては国であるものですから、そちらの部分をこの図面には付けさせていただいています。委員がおっしゃっているような建物を直してそれを貸すとか、移住定住の個人の一軒家としての利活用補助というのは、我々が今やろうとしている部分にはないものですから、この部分と商工会の部分は違いますというお話になります。
- 〇委員長(広地紀彰君) 森副委員長。
- **○副委員長(森哲也 君)** 種類が違うのはこの部分を見たら理解はできていたのですが、やはりここの流れもそうなのですが、これとは別になんでもリフォームの活用、町独自でできたほうが空き家の促進利活用という部分には大きくつながる部分かと思う部分もあるので、これの流れとは別に町独自としてもリフォーム等々できないものなのか、考えを聞けたらと思います。
- 〇委員長(広地紀彰君) 舛田建設課長。
- **〇建設課長(舛田紀和君)** 我々が優先すべき空き家対策のき部分という観点でいきますと、危険性といった部分で特定空き家を優先的に考えていかなければいけないという主旨でございます。 森副委員長がおっしゃっている部分は、産業経済課のほうでリフォーム補助とはやられているのではないかという認識でいたのですが。
- ○委員長(広地紀彰君) 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時58分

- **〇委員長(広地紀彰君)** 休憩を閉じて、産業厚生常任委員会を再開いたします。 森副委員長。
- **○副委員長(森哲也 君)** 黄色の部分、管理されている空き家等の部分のリフォームの促進についてなのですが、空き家再生等推進事業の活用のところで、ここの活用をやっていくことが促進につながると考えますので、町としてはどのように発信していこうと考えているのか、その辺の考えをお伺いします。
- 〇委員長(広地紀彰君) 小山内建設課主幹。
- **〇建設課主幹(小山内 淳君)** ただいまの空き家再生等推進事業の活用事業タイプにつきましては、町としては進めていきたい部分はありますが、補助メニューの中の補助の体系として滞在体験施設等の地域の利活用に係るもの、地域に利益があるようなものでなければ補助がされないということもありまして、なかなか需要としてはないのかと考えております。ただ、活用できるタイミン

グになればこちらの補助事業を活用して町内会会館にリフォームするとかというタイミングで活用 していきたいと思っております。

- 〇委員長(広地紀彰君) 舛田建設課長。
- **○建設課長(舛田紀和君)** 補足をさせていただきます。タイミングの部分がございます。地域利用の部分も踏まえて町内会単位でとなれば、庁舎内にも担当課がおりますのでそことの調整もしくは町内会への制度の推奨も含めて働きかけていきたいと考えております。
- 〇委員長(広地紀彰君) 森副委員長。
- **○副委員長(森哲也 君)** 町内会会館にも適用になるという答弁があったので、下の米印の文言だけでは町内会会館には適用にならないものなのかと思って読んでいたのですが、町内においても町内会会館、公民館がかなり老朽化していると思うのです。生活館に関しては別の交付金で行えるのかと思うのですが、今の町内会会館の実態を見たら制度を活用していくことが重要かと思っていますので、町内会連合会等ともこのような促しは積極的に行った方がいいのかと思うのですが、その辺についての町の考えをお伺いします。
- 〇委員長(広地紀彰君) 舛田建設課長。
- **○建設課長(舛田紀和君)** 先ほどと重複しますが、町内会関連の担当課がございますので、そのようなところとのこのような制度でというお話は持っていきたいと考えていますので、町内会連合会も含めて、役場庁舎内にも町内会関連担当課がございますので、連携を図りながら事業を進めていきたいと考えています。

ただ、一軒家が町内会会館になるかといったら、使い方によってはいろいろあると思いますが、 地域交流ということで町内会会館というお話もさせていただきましたが、いろいろ地域交流の使い 方はあると思うのです。例えとして町内会会館を事例として上げましたが、一戸建てが町内会会館 になるかいったら厳しい部分があるかと思います。地域交流の一つの例題として挙げせていただい ているだけです。

〇委員長(広地紀彰君) それでは質疑の中で意見等出しをしていただきたいと思います。 ほかに委員からの質疑はよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長(広地紀彰君) 1点だけ私のほうから、空き家等相談窓口が建設課となっております。 ここは決定的に重要だと捉えておりまして、実際に議員として年に数件なのですが、「ただでもらってくれないか。」という家の問題、土地などを入れたら数件で済まないのです。ここの相談窓口の充実が非常に重要ではないかと捉えています。

今協議会を持たれて解決に乗り出そうとしている状態なので、具体化はこれからに待たれると思いますが、相談に乗ってもらえる、行政の信頼感というのは民間企業と比べるべくもないほど厚いものがありますし、例えば売っているのを知られたくないとか、信頼できる業者がいないとか、様々な理由で空き家の相談をできない町民は相当数おられると感じています。ここの相談を柔軟に、例えば民間に情報提供として流していく道筋づくり、とにかく相談に親身に乗ってくれるという安心感が空き家解決の第一になるのではないかと考えていますが、それに対しての見解だけ伺いたいと思います。

舛田建設課長。

〇建設課長(舛田紀和君) 窓口対応の部分、総括としてお答えさせていただきます。

まず、行政としての窓口の部分につきましては、今後も周知手法を継続しながら、地域に空き家の相談窓口のPRをしていきたいというのが1点です。

それと、先ほど話もありました民間の部分の活用、これにつきましても、午後からの説明会等も ございますが、町内の不動産業の方々のご協力もいただきながら、北海道が進める空き家バンクも 活用しながら、直営でやる部分、民間のお力を借りる部分、そこを総合的にもっともっと活用して 進めていきたいと考えております。

○委員長(広地紀彰君) それでは、町側との質疑を終了とさせていただきます。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

〇委員長(広地紀彰君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

まとめを行いたいと思います。

前回、10月22日に行った第1回所管事務調査のまとめということで、私のほうで試案としてまと めさせていただいたものをお手元に配布しております。

空き家対策の現状と今後についての第1回所管事務調査意見のまとめを御覧ください。大きく2点で整理をさせていただいておりまして、1つ目が情報把握・共有・展開の在り方と整理をさせていただいております。その中では、北海道空き家バンクの周知・活用を行うべきというご意見をいただいておりました。関係課との空き家情報の共有と連携の強化、政策立案、事業遂行の体制強化、再編、といった部分、今日も意見いただいておりますが、2、課題解決の在り方として、空き家解体実績や関係課と連携しつつ、空き家情報を把握していることを評価するご意見いただておりました。あと、よりスピード感を持ってといったご意見もいただいております。何か状況が起きてからではなくて解決策を具体的に持つべきだというご指摘もございました。計画的な課題解決を行うべきというご意見もありました。それについては本日、ロードマップ等も示していただいているところです。高齢者が急増する現状を見据えて、空き家急増への危機感を持って対処すべきという危機感のご意見もいただいております。これが前回です。

そして、本日、積極的に質疑をいただいております。その中で私のほうで意見として把握できたのが、及川委員のほうからは今後を見据えると厳しい対応が必要になるのではないかという意見をいただいております。西田委員や森副委員長からもご指摘ただいておりますが、空き家の解決のための財政出動や財源が必要ではないかという意見、これは意見として委員会として踏まえるべきではないかと捉えております。貮又委員からは人員や体制の問題についてご意見いただいていたのですが、今回は具体的なご意見をいただいております。そのような部分が本日ありまして、あと森副委員長のほうからも、管理不全にならない対策が重要であるといった捉えを受けております。国の制度の利活用についてもご意見をいただいたところです。私のほうから空き家の相談窓口の充実を図るべきといった意見を出させていただきました。このような形を基に整理していきたいと思いま

すが、さらにこの場でもご意見をいただきたいと思います。関連してでも一切結構ですので、ご意 見ある方はいただきたいと思います。

貮又委員。

- ○委員(貳又聖規君) 今、委員長から出された意見、各委員から出されて意見踏まえて入れていただく、盛り込んでいただく、ぜひお願いしたいということと合わせて、本日、及川委員、西田委員のほうからもお話あったように、私が感じ取るには今始まった問題ではなくて過去10年前からこの問題が取りざたされている中で、政策として反映されていない、実現されていない。これが我が町の一つの課題、空き家がこれだけ増えてしまった状況なのかと思うのです。これ、本町の人口ビジョン、2040年、2050年、いま推計値出さていますけれども、何もしなければそのような状況になるわけです。早期に手を打たなければどんどんどんどん悪い状況に行ってしまうと思うのです。きょう財源の問題も出ました。組織・体制のあり方も出ました。これは政策実現に向けて取り組んでいただかなければ、本当に厳しい状況になるのかと、ただそこのところが本日、舛田課長のほうからもご説明ありましたが、来年度予算には盛り込むことが難しいというところがあるのですが、相当な危機感を持って臨むべきだろうというところは主張したほうがよろしいのかと思いました。
- ○委員長(広地紀彰君) ご発言いただきまして、今までの議論と整合性が取れているのかと感じております。早期に手を打たなければいけない危機感を、急増する高齢者の問題をとっても、その他空き家の存在の多さをとっても、そのいずれを見ても、多年の課題として積み上がっている現状も指摘がありましたので、そういうのを踏まえてより早急に手を打っていかなければいけない危機感を持っていくべきというご意見でよろしいですね。

貮又委員。

- ○委員(貮又聖規君) それでお願いしたいです。予算措置が無理であっても、組織体制のあり方を変えることはできると思うのです。今年の機構改革では、政策推進課ですとか、そのような課を設けているわけです。それが、予算措置が難しくても組織体制のあり方をきちんと構築する。そして今回商工会からも空き家対策等の要望が上がっていますので、我々だけが感じているわけではなくて、事業者含めて商工会も要望を上げているのですから、少なくても体制整備、所管の在り方をきちんとすべきだと私は考えます。
- ○委員長(広地紀彰君) 空き家対策の推進体制は、全部で14課にまたがって組織されると思いますが、今お話いただいたように政策として取り上げていく中身という側面は大きいです。このような舛田課長とのやり取りの中で、体制のあり方についてはより機能性を持った事業を遂行できるような体制をつくっていくべきだという押さえをしたいと思います。よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- **〇委員長(広地紀彰君)** ほかの委員から、もし何かあればで結構です。 西田委員。
- **〇委員(西田**祐子**君)** 前回もロードマップなど計画的な課題解決をということで、今日も舛田課長のほうから年次計画を建ててやっていくという意見がありましたけれども、まちづくりの最重要課題と捉えて、実行計画を確実に行うという方針が示されていますが、議会としてもそこのところは押さえて実行するべきだということをきちんと言っていくべきではないかと思います。そうしな

ければせっかく担当課がここをやっていきたいといっても財源の問題でなし崩しにされてしまうと 意味がありませんので、先ほど貮又委員も言われていましたが、実行計画をきちんと推進できるよ うに議会としても応援していくべきだと思います。

○委員長(広地紀彰君) 捉えとして、空き家を解決していくことだけではなくてまちづくりという広い視野に立っていくべきであって、実施計画を立案された際にはそれの実効性をを担保していくといった部分を議会としても注視していくといったことは、まとめとして触れる中身ではないかと感じましたがよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

- **〇委員長(広地紀彰君)** ほかの委員から、もし何かあればで結構です。 長谷川委員。
- **○委員(長谷川さおり君)** 今の意見に捕捉なのですが、どうしても空き家は危険、そちらのほうに目がいって予算がとなりますが、空き家が増えることによって猫が空き家の中で出産して、地域の人がかわいそうだと言って餌を与えて、空き家の中で猫がふえていくというお話も何例か聞いているので、地域の環境衛生にも関係ありますし、そこで地域住民のトラブルにもなりますし、そのような視点も加えて空き家対策にしっかり取り組んでいただきたいという意見です。
- ○委員長(広地紀彰君) 側面として、住環境の悪化という側面もあるという捉えですね。実際、 私のすぐ近くの家でも、虎杖浜の2割くらいの子供たちがそこに住んでいるのですが、ブロック塀 が斜めになって歩道に倒れかかっているのです。カラーコーンを設置してくれていますが、住環境 の悪化といった部分が意見の背景として捉えるべき中身ではないかと思います。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- **〇委員長(広地紀彰君)** ほかの委員から、もし何かあればで結構です。 久保委員。
- ○委員(久保一美君) 実は、今年の春に空き家のことで本来は建設課と聞いていたので行ったら、全然状況が分かっていなくて、どこに行ったのか思い出せないのですが、そのようなことがあったので、今日の説明を聞いたらこれからやっと本腰が入るのだという実感があるのですが、前回の説明もいろいろ聞いている中で、今日の説明でも予算が問題だとか、そのようなことを考えると実際執行するまでに何年もかかるのだと、そのようなことを考えるともう既にスピード感がないなという実感があるので、もっと早く実行できる形はないのかという実感があります。
- ○委員長(広地紀彰君) よりスピード感を持っていくべきだと。あと、ご相談の受け皿として、空き家相談センター的な機能を持つところがしっかりあれば担当者もそれだったらとか、流通の仕組みもないのです。相談を受けても、産業経済課でも結構相談はあるらしいのですが、聞いても町としては断ると、もらってくれないかと言われたらうちでは無理だと。それは当然そうのようなのは分かるのですが、「無理です。」で終わるのではなくて、どうすればいいかという部分、例えば協議会に連絡する、事務局に相談する、といった部分が有機的に機能できていないので、私も先ほど意見しましたが、受け皿づくり、そこをきちんとしていったほうがいいという意見を記載するということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇委員長(広地紀彰君) ほかの委員からご意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇委員長(広地紀彰君) それでは、正副委員長で整理をして皆様にお示ししたいと思います。 今回の所管事務調査、これにて終了といたします。

では、続いて次期所管事務調査について、実は2項目めと3項目めが関連があるのですが、次期 所管事務調査の内容なのですが、これは来年度になります。令和4年の年間予定についても合わせ て協議をしなくてはなりません。それで、今回、きょう今この場で、年間予定やそれに関連して次 期所管事務調査というのを決めていくのは難しいので、まず資料として今日お示ししたものをご覧 いただきたいと思います。

まず初めに年間計画を立てて、次期所管事務調査をつくっていく流れになります。これが過去の年間予定とテーマを記入してあります。今年は、コロナの関係で予定変更となりました本年は「町の活力創造と支援を要する町民への施策」、令和2年については「総合産業の充実と労働環境の整備について」、これもコロナの影響を受けて変更していった経緯もありました。さらにその前は「産業振興の具体的施策について」ということで、そのような中身になっております。これ選挙もありましたのでこのような取り扱いになっております。平成30年度に初めて年間テーマをつくるという流れになりまして対応したのが、「将来を見据えた政策展望の具現化に向けて」となっております。こういった中身で進めてきました。それに関連して所管事務調査も行ってきております。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時51分

○委員長(広地紀彰君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次期所管事務調査につきましては、関係課とも協議の上、正副委員長案として皆様にお示しをしてお諮りをしたいと思っております。

なお、その他のことで、各委員のほうからもご意見お待ちしておりますので、案がございました ら次期の所管事務調査の中でご提案をいただきたいと思います。

そのような扱いで進めてよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇委員長(広地紀彰君) それでは、そのように進めさせていただきます。

では、次期開催については議会日程を参酌した上で皆様にご提案して通知を出したいと思います。

◎閉会の宣告

〇議長(広地紀彰君) それでは、本日の産業厚生常任委員会を終了いたします。

(午前11時52分)